

平成21年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成21年12月16日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	小倉久義	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	藪内昭孝	総務政策課 企画員	山本敏章
総務政策課 企画員	藪内博文	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	菅谷雄二	住民生活課 企画員	平田隆文
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	福田稔

税務課長	和田 精之	産業建設課長	脇田 英男
産業建設課員 企画員	堀 悦明	産業建設課員 企画員	宮本 正明
産業建設課員 企画員	植本 亮	上下水道課長	木村 勝彦
上下水道課員 企画員	植本 敏雄	教育委員会 総務課長	笠松 眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎 一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 30号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 71号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第 3 議案第 72号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 4 議案第 73号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第 5 議案第 74号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 6 議案第 75号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合同規約の変更に
関する協議について
- 日程第 7 議案第 76号 上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に
関する規約の一部を改正する規約に関する協議について
- 日程第 8 議案第 77号 田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約の変更
に関する協議について
- 日程第 9 議案第 78号 平成 21 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 10 議案第 79号 平成 21 年度上富田町特別会計国民健康保険事業
補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 80号 平成 21 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 81号 平成 21 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
（第 2 号）

- 日程第 1 3 議案第 8 2 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 3 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業
補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 5 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 6 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業
補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 7 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 8 8 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 8 9 号 平成 2 1 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 9 0 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 9 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 1 年度公共下水道
事業 朝来下水道管（19 工区）布設工事）
- 日程第 2 3 議案第 9 2 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 0 年度 繰越
第 3 号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修
（建築）工事）
- 日程第 2 4 議案第 9 3 号 訴えの提起について
- 日程第 2 5 意見書第 4 号 近畿自動車道紀勢線の事業促進を求める意見書
- 日程第 2 6 意見書第 5 号 食料自給率の向上と国内農林業の振興をはかるための
施策を求める意見書
- 日程第 2 7 議員派遣の件について
- 日程第 2 8 委員会の閉会中の継続調査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時30分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回上富田町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第30号～日程第23 議案第92号

議長（吉田盛彦）

日程第1 報告第30号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第23 議案第92号、工事請負変更契約の締結について（平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事）の件まで23件を一括議題とします。

日程第1 報告第30号

議長（吉田盛彦）

日程第1 報告第30号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

1つだけお聞きしたいのですが、職員の皆さんは公僕である部分と、それから労働者であるという、2つの部分があると思うのですがけれども、こういう給与の減額をすることについて、一応、民間云々というような話があったのですがけれども、どういう民間の賃金というようなものの比較の上にこういうようになされたかという点についての説明を願いたいと思います。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

民間の今年、平成21年の4月の給料、それと、国家公務員の4月の給料の比較でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

先ほど申しましたように、公務員というのは、公僕である部分と労働者である部分とこのがあります。今、当局の説明がありましたように、この給与の比較については民間企業との比較ということであります。

だけれども、公務員の給料を下げることによって、さらに民間の給与が下がるという逆の現象が生まれる可能性は十分あります。財政が厳しい折でありますから、町職員の皆さんには気張って仕事を一生懸命にやってもらう、あるいは始末をしてもらう、そういう側面は当然議員として、あるいは町民としてそのことは認められることでもありますけれども、先ほど、今、先にも申しましたように、逆の現象が起きると。つまり、公務員を盾にとって全体の労働者の賃金を下げていくという可能性が十分に考えられると。そういう意味で反対をいたします。

また、特別職の議員、特別職の給与の引き下げについては、私は賛成であります。以上です。

議長（吉田盛彦）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第30号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について採決をします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(吉田盛彦)

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第2 議案第71号

議長(吉田盛彦)

日程第2 議案第71号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第72号

議長（吉田盛彦）

日程第3 議案第72号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第72号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号

議長（吉田盛彦）

日程第4 議案第73号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に関する協議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第73号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号

議長（吉田盛彦）

日程第5 議案第74号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第74号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号

議長(吉田盛彦)

日程第6 議案第75号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第75号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合理約の変更に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号

議長(吉田盛彦)

日程第7 議案第76号、上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約に関する協議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

1つ説明をしてほしいのですが、具体的には裏側の綴じたやつですけど、そのところで、第1条の第2の和歌山県の事務処理の特例に関する条例、これについて説明をお願いします。

議長(吉田盛彦)

総務政策課長、和田君。

総務政策課長(和田幸太郎)

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

和歌山県においては、地方分権の関係で推進するということで、和歌山県の事務処理の特例に関する法律というのを、本年9月定例議会で上程し、可決されております。その中で、県の、新たに市町村に移譲する事務について、平成22年4月1日から施行す

る部分については31件です。で、23年の4月から施行する部分については3件の、34件について、市町村に権限移譲するという法律が可決されてございます。その中で、今回、22年の4月1日に施行される権限移譲の分について、上富田町の消防の關係の事務について、今回、権限移譲の上程をするということでございます。

議長（吉田盛彦）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

今言った特例の中身、こっちに移譲してくれる中身、特例の。それは今、三十何項目という話がありましたけれども、それ、簡単にちょっと説明願えませんか。読み上げるだけでも結構です。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

県から市町村に移譲する事務の法律ですけども、34項目ございます。

まず1点目が、都市計画法の關係、それから、土地区画整理法、それから、公有地の拡大の推進に関する法律、それから、租税特別措置法、それから、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、それから、宅地造成等規制法、駐車場法、屋外広告物法、住宅地区改良法、それから、農業振興地域の整備に関する法律、国土利用計画法、森林法、それから、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、それから、水道法、墓地、埋葬等に関する法律、それから、浄化槽法、化製場等に関する法律、それから、家庭用品品質表示法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律、中小小売商業振興法、砂利採取法、採石法、計量法、商工会法、以上、31項目でございます。以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第76号、上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号

議長(吉田盛彦)

日程第8 議案第77号、田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約の変更に
関する協議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第77号、田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約の変更に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号

議長（吉田盛彦）

日程第9 議案第78号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の件について質疑を行います。

ページごとに行います。

歳出、17ページからお願いします。

17ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

18ページ、19ページ。

10番、木本君。

10番（木本眞次）

18ページの備品購入費の中に、全国瞬時警報受信機購入費、260万あるのですが、どこへ据えるんか、何機あるんか。それ、ちょっとお願いします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、家高君。

総務政策課企画員（家高英宏）

木本議員さんにお答えいたします。

全国瞬時警報受信機購入費260万円につきましては、通称Jアラートといいまして、大地震や有事の際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して緊急情報を瞬時に伝えるシステムとして、総務政策課の方に1台配備するものでございます。

よろしくお願いいいたします。

(「何機。1機」と木本議員呼ぶ)

1機でございます。

議長(吉田盛彦)

庁舎の本体にあるということやな。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

20、21ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

22、23ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

24、25ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

26、27ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

28、29ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

30、31ページ。

5番、大石君。

5番(大石哲雄)

金額が少ないのであれなのですが、31ページの委託料、岩田小学校緑育推進事業委託料2万5,000円とあるのですが、これは収入の面を見ますと県補助金で収入が21万9,000円ある。これは関係があるんかないんかということ。あれば、21万9,000円もらいながら2万5,000円の委託料。それから、緑育推進ということの中身、すいませんがお願いします。

議長(吉田盛彦)

教育委員会総務課長、笠松君。

教育委員会総務課長（笠松眞年）

大石議員さんの質問にお答えします。

県の緑育推進事業につきましては、県の補助金21万9,000円いただいております。それで、今おっしゃられました委託料なのですが、これは西牟婁の森林組合にお願いして、お世話いただくのです。その委託料ということで、西牟婁森林組合の方へ支払う分でございます、契約して。それから、緑育推進事業なのですが、子供たちにそういう、緑の大切さというか、そういうのを知ってもらうということで、現実的には、今岩田小学校で予定しているのは、間伐の体験、それから森林の散策、こういうものを今予定しております。ただ、これはあくまで今予定ですので、現地、実施段階でどうなるかというのはまだわかりません。よろしく申し上げます。

（発言する者あり）

23万組んでいて、21万9,000円の差額なのですが、これはもう町費の持ち出しということで、県費の方が補助金割りするとまずいので、町費の方からちょっと上乘せして使うようにしています。ただ、それについては、極力抑えるつもりです。この全額使うつもりはございませんので。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

32、33。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

34ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは、歳入に入ります。

14ページからお願いします。

14、15ページ。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

地方交付税ですが、平成12年と比べてどれぐらいの差額がありますか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

平成21年度の普通交付税は14億5,467万7,000円ですので、平成12年、2000年度との比較では5億2,426万円の減となります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは、16ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それで、全体でありますか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

消費税は、この段階でどういうふうになりますか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の消費税は、理論上で8,279万7,000円になります。

よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第78号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第5号）に反対いたします。

新しい政権が生まれているとはいえ、この会計は旧政権のいろんな諸悪政策が残され

ております。そのうちの1つであります三位一体の改革で、約5億3,000万円の地方交付税が削られております。また、消費税につきましても、これは八千数百万円、あるいはその他の負担金、補助金の削られている額も、保育所だけでも約、県も入れてですけれども、約1億円ぐらい削られております。その他の削られた部分もあります。そういうことを入れて、そのことがこの会計全体を非常に厳しいものになっているということが1つでございます。

それから、2つ目には、その政策に対して町長の見解でありますけれども、厳しいのは認めたとしてもそういう政治については是としておるということであります。

以上をもって、2つの理由により反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第78号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の件について採決をします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第10 議案第79号

議長（吉田盛彦）

日程第10 議案第79号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

12番、井澗君。

12番（井潤 治）

いつものことで、ちゃんと答えを用意されていると思うのですが、国庫負担の削減です。医療費全体の給付負担金から給付費の34%になっているということで、その差額についてどのようになりますか。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員（福田 稔）

12番、井潤議員さんの質問にお答えいたします。

平成21年度の療養給付費国庫負担金に伴う比較でございますが、約1億7,200万円程度減額となっております。よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第79号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）に反対いたします。

町としては、非常に厳しい財政の中でやり繰りをしながら、基金その他についてもよく使いながら、こらえこらえて頑張っているわけでありませうけれども、そのもともとと云えば国庫負担の削減であります。まさにその削減が1億7,200万円削られていると。これは恐らく1所帯にしますと5万円程度の額になるんじゃないかと、もつとなるのですが、なろうかと思えます。それだけのお金が削られた結果、地方自治体の国保財政は大変なところに追い込まれているというのが現状でございます。その中でも、未収金というようなものが発生する一つの大きな要因となっているのも事実でございます。そういう理由により、反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第79号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件について採決をします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第11 議案第80号

議長（吉田盛彦）

日程第11 議案第80号、平成21年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第80号、平成21年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）に反対いたします。

後期高齢者医療制度というのは、まさに年寄りを区別、差別する新しい医療制度そのものであります。その結果、多少とも国保会計からこの人たちが抜けていくということで、あるときにはその会計上そうだったのでありますけども、高齢者の負担は増えてお

ります。上富田でも1,712名という方に対して負担を強いるということになってきております。

衆議院選挙前の参議院では、4党が合意して後期高齢者医療制度廃止の議案を提案し、可決されております。まず、老人保健法に戻して、そして老人保健法に戻した上で、財政的な面というものについても手当をするということが協議されまして、参議院を通過しております。で、その中であって、まだこれは可決されておられませんけれども、衆議院では。

そういう意味で、後期高齢者医療制度は廃止すべきものだという立場で、反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第80号、平成21年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件について採決をします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第12 議案第81号

議長（吉田盛彦）

日程第12 議案第81号、平成21年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）の件についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 1 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 8 2 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 3 議案第 8 2 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 2 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 4 議案第 8 3 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第83号、平成21年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

本案は可決されました。

日程第15 議案第84号

議長（吉田盛彦）

日程第15 議案第84号、平成21年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第84号、平成21年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第1号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 85 号

議長（吉田盛彦）

日程第 16 議案第 85 号、平成 21 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 85 号、平成 21 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 8 6 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 7 議案第 8 6 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 6 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第 1 号）の件についての採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 8 7 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 8 議案第 8 7 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

この補正予算を実行する段階までに限って、農業集落排水事業の進捗状況について、地域別をお願いします。これが1つです。

それから、地方債の残高、幾らになっているのかということ聞いておきます。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

議長（吉田盛彦）

再開します。

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員（植本敏雄）

貴重な時間をいただきまして、失礼しました。

それでは、12番、井濶議員さんの質問にお答えします。

まず、つなぎ込み状況でございます。南岸地区、分母が378分の300でございます。79.4%でございます。北岸地区でございます。433分の301、69.5%でございます。生馬地区です。252分の170です。67.5%でございます。岩田・岡地区でございます。378分の233、61.8%でございます。田熊地区でございます。133分の72、54.1%でございます。これにつきましては、21年の11月末現在でございます。

それから、農集の方の20年度末の地方債の残高でございます。21億3,173万6,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第87号、平成21年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第88号

議長(吉田盛彦)

日程第19 議案第88号、平成21年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)の件について質疑を行います。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

1つ目は、さきの集落排水と同じようにつなぎ込み率についてと、2つ目には地方債の残についてお願いします。

議長(吉田盛彦)

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員(植本敏雄)

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

まず、接続率でございます。分母が799でございます。分子が170でございます。21.3%でございます。

それから、2番目の質問でございます。公共下水道事業の20年度末でございます。

19億2,309万2,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第88号、平成21年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第89号

議長（吉田盛彦）

日程第20 議案第89号、平成21年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第89号、平成21年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第90号

議長（吉田盛彦）

日程第21 議案第90号、平成21年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第90号、平成21年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

日程第22 議案第91号

議長（吉田盛彦）

日程第22 議案第91号、工事請負契約の締結について（平成21年度 公共下水道事業 朝来下水道管（19工区）布設工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第91号、工事請負契約の締結について(平成21年度 公共下水道事業 朝来下水道管(19工区)布設工事)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第92号

議長(吉田盛彦)

日程第23 議案第92号、工事請負変更契約の締結について(平成20年度 線越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修(建築)工事)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第92号、工事請負変更契約の締結について(平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修(建築)工事)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第93号

議長(吉田盛彦)

日程第24 議案第93号、訴えの提起についての件を議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長(脇田英男)

私の方から議案第93号についてご説明させていただきます。

議案第93号、訴えの提起について。

田辺市新庄町、 に対し、上富田町共同畜舎内管理棟の明け渡し請求の訴えを裁判所にしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成21年12月16日提出、上富田町長小出隆道。

この件につきまして、参考資料から経過等を説明させていただきます。

当事者。原告、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地、上富田町、同代表者 町長小出隆道。

被告、和歌山県田辺市新庄町田辺市新庄町、 。

事件名。上富田町共同畜舎内管理棟の明け渡し請求。

事件の内容につきましては、被告人は、平成9年ごろまで田辺市新庄町に住んでいました。この方の自己所有地内に家を新築するために、当時知人であった組合員の方にその旨を申し出、組合員全員の承諾を得て平成9年11月に入居いたしました。

その後、組合員と被告人との間で、被告人が飼っている犬、猫のトラブルの件とか、

そしてまた原告と組合及び区会は、被告に対し再三にわたって退去の申し入れをするが、被告人は畜舎横の町道の工事で用地等を協力しているとの理由で聞き入れてくれない状況でありました。

そういうことによりまして、本年11月17日付で、原告は被告人に対し、平成21年12月24日までに管理棟の明け渡し請求を内容証明によって通知してございます。その回答が平成21年11月25日に、被告の方から、経済的なことも含み諸般の事情から本建物のほかに居住する場所がない旨の回答がありました。その回答の回答を、12月3日付で、期限までに明け渡しを履行されない場合には改めて法的処置を講ずる旨の回答書を被告に通知しました。

そして、12月9日に町長は被告人に会い、町営住宅等の入居を確認するが、退去の意志はございませんでした。

以上のことから、上富田町は、大谷区並びに上富田町肉用牛生産組合の意向を踏まえ、上富田町共同畜舎内管理棟の明け渡しについて被告人に強く求めるものであります。

以上、ご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第93号、訴えの提起についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 意見書第4号

議長(吉田盛彦)

日程第25 意見書第4号、近畿自動車道紀勢線の事業促進を求める意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

意見書第4号、平成21年12月16日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、高速道路対策特別委員会委員長奥田 誠。

近畿自動車道紀勢線の事業促進を求める意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、地方自治法第110条第5項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長(吉田盛彦)

提案理由の説明を求めます。

7番、奥田君。

7番(奥田 誠)

近畿自動車道紀勢線の事業促進を求める意見書(案)につきましては、朗読をもって説明をさせていただきます。

道路は、地域経済の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するための最も身近で重要な社会資本である。

半島地域に位置し、幹線道路ネットワークの整備が著しく立ち遅れた和歌山県にとって、近畿自動車道紀勢線の早期南伸は、県民の長年の悲願ともいえるべきものであり、防災対策とともに企業立地や観光振興、農林水産業の振興などの観点からしても必要不可欠である。

しかしながら、本県においても、とりわけ紀南地方における道路整備はまだまだ進展しておらず、このことが地域の活性化や地域住民の生活環境の向上を阻害しているひと

つの要因となっているのが現状である。

近畿自動車道紀勢線田辺～すさみ間の整備事業については、平成18年2月7日に開催された国土開発幹線自動車道建設会議において、田辺～白浜間（延長14km）においても、国と県がそれぞれ建設費を負担する新直轄方式による整備区間に選定されたことに伴い、既に新直轄区間として選定されていた白浜～すさみ間（延長24km）と合わせて、田辺～すさみ間の38kmが、国土交通省の新直轄事業によって施工されることが決定され、現在、用地買収等が順次進んでいるのが実情である。

一方、本年度の補正予算において事業化が決定された御坊～南紀田辺間の4車線化事業については、政権交代による補正予算の見直しにより、地方の意見を全く聞くことなく執行停止されたことは、4車線化の早期実現を切望してきた本町にとって、憤りを禁じ得ないものがある。

民主党政権下においても、引き続き当初の整備方針どおり事業実施を図ることは、これまで早期整備の実現を熱望してきた当地方の民意を反映したものであり、政府・国会においては、責任ある措置を講じるよう、以下の事項について強く要請する。

記。

1．近畿自動車道紀勢線南紀田辺～すさみ間の早期完成に向け、当初の整備計画に基づいて事業の継続実施を図ること。

2．近畿自動車道紀勢線御坊～南紀田辺間の4車線化事業の凍結を撤回し、速やかに事業着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）、衆議院議長、参議院議長。

この意見書（案）につきましては、田辺市議会、白浜町議会、すさみ町議会においても提案される予定と聞いております。また、県議会におきましては、9月定例会閉会后、この近畿自動車道紀勢線、御坊～南紀田辺間4車線化の事業の補正予算が国において凍結されたため、急遽10月20日に全員協議会を開催し、速やかな事業の着手を求める緊急決議を全会一致で行っております。そして、県の市町村長会や、市町村議長会、経済団体など22団体が、11月30日に、近畿自動車道4車線化などの道路整備を促進する和歌山県民大会を開催し、近畿自動車道4車線化などの整備促進を求める決議をし、仁坂知事と富安県議会議長に要望書を手渡し、仁坂知事や実行委員34人は、12月3日に政府与党、また、県選出国會議員に、和歌山県の道路整備の促進を要請しています。

どうか、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第4号、近畿自動車道紀勢線の事業促進を求める意見書の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（6番 畑山 豊君 退席）

日程第26 意見書第5号

議長（吉田盛彦）

日程第26 意見書第5号、食料自給率の向上と国内農林業の振興をはかるための施策を求める意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

意見書第5号、平成21年12月16日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会議員、井潤 治。

賛成者、上富田町議会議員、木村政子、三浦耕一、畑山 豊、奥田 誠、木本眞次、池口公二。

食料自給率の向上と国内農林業の振興をはかるための施策を求める意見書（案）。

上記意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

議長（吉田盛彦）

提案理由の説明を求めます。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

食料自給率の向上と国内農林業の振興をはかるための施策を求める意見書（案）について、6名の皆さんの賛同を得まして私が提出することにいたします。

意見書内容を読み上げて、提案理由の説明にかえたいと思います。

食料自給率の向上と国内農林業の振興をはかるための施策を求める意見書（案）です。

いま世界の食料事情は改善されるどころかますます悪化し、飢餓人口が10億人を超えています。背景には食料逼迫と、それを加速する食料まで使ったアグロ（バイオ）燃料の急増、そして世界を巻き込んだ新自由主義経済の破綻があります。その解決は待ったなしの課題です。

また地球温暖化問題も解決が急がれます。ところが、日本の食料自給率はカロリーで41%に過ぎません。外国で生産された農林産物を、大量の燃料を使ってCO₂をはき出しながら運ぶことは、地球の温暖化対策にとっても有害です。

このような時に政府は、商社などと提携して外国で大豆やトウモロコシを生産し、日本に運ぶことを計画しています。

国内生産の拡大を考えることこそ重要ではありませんか。

今日まで、食の安全・安心や地域農業がないがしろにされてきました。40年以上にわたって食料自給率が低下し続け、6割もの国民食料を輸入に依存する体制が作られてきました。その結果、国内農業生産の低下、地域や地域経済が破壊されて来ています。こうした流れはWTO（世界貿易機関）協定ができてから加速されています。自由化の影響を検証すべき時です。

総選挙の結果をふまえ、国内の農林漁業生産を拡大し自給率を高める実効ある政策を、

国の政策の柱に据えるべきです。

今がんばっている農林漁業者を励まし、再生産できる価格保障・所得補償制度の充実や、不要なミニマムアクセス米の輸入は止め、食料備蓄を充実すべきです。そして、どの国、地域も、食料は自分たちで作る権利を認め合うという「食料主権」の考えに立った貿易ルールを確立することが必要ではないでしょうか。

以上の主旨から、政府におかれては以下の事項を実現されるよう強く求めるものです。記。

(1) 食料自給率を向上させるため、国内農林業生産を拡大すること。米をはじめ農林水産物の生産費をまかなう価格保障・所得補償政策を実現すること。

(2) 食の安全・安心のため、食品衛生監視員の増員など検査体制を強化すること。加工品を含め食品の原料原産地や添加物等の表示を徹底すること。

(3) 汚染米事件の原因にもなった不要な外米(ミニマムアクセス米)の輸入は止めること。

(4) 日本農業をつぶす日米FTA・日豪EPA・WTO交渉など、これ以上の自由化交渉は止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(吉田盛彦)

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石君。

5番(大石哲雄)

ちょっとこの文章のことについてお聞きしたいのですよ。まことに浅学無知で申しわけないのですが、8行目、こんなときに「政府は、商社などと提携して外国で大豆やトウモロコシを生産し、日本に運ぶことを計画しています。」とあるのですが、この政府は今の時の政府の民主党の政府だと思うのですが、この商社というのも具体的な名前がわかりませんし、外国というようなので一般にあらわしていますが、その外国の名前もわかりません。それから、この計画そのもの自体が、僕まだ聞いたことがないのですが、どのような計画か、聞かせていただきたいと思います。

それから、しまいから3行目、「食料は自分たちで作る権利を認め合う」、これはどこの国でも食料は自分たちでつくる権利は持っているわけでありまして、例えば日本の、その次の、食料主権に立った貿易ルートを確立するということは、日本は工業立国で、

工業製品を輸出すると。もちろん、ほかの外国も食料立国で、食料をつくって食料を輸出すると。そういうようなことのルールに立って貿易ルールが確立されているのであって、この意味が少し僕もわからないので、もう少し具体的に説明をお願いしたいのですが。

それから、下の記の4番目、「日本農業をつぶす」とあるのですが、日本農業全体をつぶすという意味か、日本の農業にもいろいろありまして、水稻から始まって野菜づくりから果樹、それから酪農等といろいろあるのですが、それ全体をつぶすというような意味か、そこら辺がわかりませんので、よろしくお願いします。

議長（吉田盛彦）

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

大石議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の問題で、商社云々の提携の問題でありますけれども、これはアメリカとかいろんなところから大豆やトウモロコシを、その生産物を日本に輸入してくるといようなことの問題であります。

それから、食料主権のところの問題ですけれども、これは、自分の国の食料は自分の国でつくるといのは、これは当たり前のことですけれども、このW T Oの協定以来、そういうことが崩れてきて、例えば米は入ってくるわ、それは工業製品を輸出することの引き換えに入ってくるわといようなことがあって、あるいはまた、日本の商社が向こうへ行って、田んぼを開発してくるといようなこともあります。そういう意味で、それが大きくなって二国間協定といようなことができてきたわけですが、そういう中でそういう主権が壊されてきているのではないかといような問題があります。

それから、農業をつぶすといような意味は、例えばF T Aといのはフリートレードですけれども、アメリカとの交渉で、自由交渉、自由貿易、自由輸入ですね。自由に農産物を入れるということで、ミカンにしても梅にしても、梅は別ですけど、ミカンにしても米にしても、いろんな点で日本の本来の農業自身が、減反政策をやらなきゃならないようなことが起きてきたり、あるいはそういうことが、全体として農業が疲弊をしていくということを、「日本農業をつぶす」といふふうに表現しております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

5番、大石君。

5 番（大石哲雄）

今の説明なのですが、「政府は、商社などと提携して」とあるのですが、そこら辺の説明がよくわからないので。もう一度、すみませんが。

議長（吉田盛彦）

1 2 番、井潤君。

1 2 番（井潤 治）

特別に日本政府と商社が協定をして云々ではなしに、日本政府の政策的なものとして、二国間協定でそういう自由化をしていくという方向のことを言うているわけです。

議長（吉田盛彦）

5 番、大石君。

5 番（大石哲雄）

そうすれば、「政府は商社などと提携して」という事実はないということで、政策上、政府はやっているというようなことになるのではないですか。

議長（吉田盛彦）

1 2 番、井潤君。

1 2 番（井潤 治）

だから、日本の政府というのは、時の政府というのは、政府がそういう方針を持っていると。で、それを受けた商社が提携をしてというふうにあらわしています。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第5号、食料自給率の向上と国内農林業の振興をはかるための施策を求める意見書の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議員派遣の件について

議長(吉田盛彦)

日程第27 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により別紙配付のとおり議員を派遣したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長(吉田盛彦)

日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

申し出書を事務局長より朗読させます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

平成21年12月16日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

総務教育常任委員会委員長畑山 豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 税務関係について、17) 教育活動の推進について、18) 学校教育施設について、19) 社会教育施設について、20) 生涯学習(教育目標)の推進について、21) 上富田スポーツセンターについて、22) 上富田文化会館について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は、次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長大石哲雄。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳(町道網の整備)について、3) 国、県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 砂利採取砕石事業について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 共同污水处理施設事業について、18) 合併浄化槽について、19) 福祉関係について、20) 保育所関係について、21) 環境衛生について、22) 保健衛生について、23) 介護保険について、24) 医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長奥田 誠。

調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長井濶 治。

調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長榎本 敏。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ただいま朗読しましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

平成21年第4回町議会定例会を閉会するにあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程した平成20年度一般会計特別会計の16件につきましては、決算審査特別委員会で、木村政子委員長始め委員各位の慎重なるご審議をいただきまして、本議会でご承認をいただきました。まことにありがとうございます。

また、条例改正等の8件、平成21年度の一般会計と特別会計の補正予算関係が13件、工事請負契約の変更と締結関係の2件と、追加議案としました訴えの提訴について、1件、合わせて40件をご承認いただきまして、あわせてお礼を申し上げます。

平成21年度は、大きな災害もなく、一面は平穏な1年間でしたが、サブプライム問題に発した世界的な不況、民主党を主体にした連立政権の発足、ミカン、梅等の農産物の不作等、いろいろな出来事があり、厳しい年末を迎えることになりました。

平成22年も厳しい経済状況が続くと予想されますが、皆様のご協力をいただき、希望の持てるまちづくりに努めてまいります。

さて、私事になりますが、町長として3期目の最後の議会となりました。この4年間を振り返りますと、上富田町は全国町村会長より自治表彰も受けましたし、朝来小学校の校舎とか体育館の完成、公共下水道浄化センターの完成と一部供用開始、また、昨年

は町制施行50周年と記念になる年を迎えました。

そのような中で、平成の第2次町村合併は当面見送り、単独町制をするという結論も出しています。

また、昨年のサブプライム問題に発した経済不況はますます厳しい状況になっていますが、私は、一時的な対策になろうと思いますが、町内の公共事業等の促進が町の経済対策になると考えていますので、ぜひともこの点もご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

ご存知のように、1月31日に町長選挙が執行されます。私は、第3回町議会で4期目に出馬することを述べさせていただいております。ここ数年は経済の不況下で町財政も厳しい状況が続きます。このようなときこそ、町全体が結束して乗り切る必要があります。私のおごりになるかもしれませんが、私は町民の皆さん、議員さん、職員も結束して町の振興に協力してくれるものと確信し、町長選挙に立候補する決意でありますので、この点もご理解とご協力をお願いします。

当面は、年末に消防団、補導員の皆さんの年末警戒、年始めの1月3日には成人式、9日には交通指導員の年頭式、子ども議会、10日は消防団の出初め式が行われます。ご協力をいただけるようお願いいたします。

新しい年を迎えるにあたりまして、上富田町にとっても議員の皆さん、職員にとってもよい年になることをご祈念申し上げまして、閉会のお礼のあいさつとします。本当にありがとうございました。

議長（吉田盛彦）

甚だお高いところから申しわけありませんけれども、私からもひとことごあいさつを申し上げます。

平成21年度の議会も、今後特に緊急な事件がない限り、第4回定例会をもって無事終えることになると思います。議員各位、そしてまた町長始め当局の皆さん方にはこの場をおかりしましてお礼を申し上げます。

議会としても、21年を振り返りますと、議会、当局、議員の皆さんの協力、理解をいただきまして、無事難なくスムーズに進められたかなと思ったことのお礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、先ほど町長さんからもお話がありましたけれども、22年度においては、町長選挙、そして議員の皆さんがいよいよ4年目の任期満了ということになります。そしてまた、新しく住民の皆さんの真意を問うというような大変な年になろうかと思っております。我々議会としても我が町のさらなる発展のために取り組んでいかなければならないと思っております。

今後においても、町政を進めるにあたり様々な厳しい情勢になろうかと思えますけども、明るく豊かなまちづくりのためにより一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年より、先ほども町長から話ありました単独町制を選択した中で、行財政を改革推進をしながら各事業の実施にご努力されております皆さんに対して重ねてお礼を申し上げますところでございます。

皆さん方が、来年度もすばらしい年で、いい年でありますようにご祈念を申し上げます、甚だ簡単ではありますがあいさつにかえます。

本日はまことにありがとうございました。

閉 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成21年第4回上富田町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 吉田 盛彦

議事録署名議員 木村 政子

議事録署名議員 三浦 耕一

議事録署名議員 大石 哲雄